

表題は私のオリジナルではなくて本の題名からの剽窃で、それも2冊ある



った。ひとつは、「訴えてやる・ドイツ隣人間闘争」(トーマス・ベルクマン著、中野京子訳) もう一つは「訴えてやる・ちよっとおかしなアメリカ」

カ訴訟事例集」(ローラ・

B・ベンコ、アティラ・

ベンコ著、永井二葉訳)。

中野京子氏は昨年県協会の講演もお願いし、「怖い絵」というご本人の著作を基にしたお話で大変面白かった。「隣の生垣は高すぎて邪魔だから伐れ」「マンションの窓に取り付けられたアンテナは外観を損なうから取り外せ」これはドイツの例。アメリカの例は、「高級レストランに入ろうとした男性がノーネクタイを理由に入店を断られたのは不当な性差別である」この判決は男性の主張を認め一八、〇〇〇ドルの損害賠償を命じた。「小学校に忍び込もうとしたコソ泥が、校舎の天窓から転落して重傷を負ったのは設備の欠陥である」この判決は「教育委員会はコソ泥に26万ドルと毎月一、二〇〇ドルの年金を生涯支ええ」どちらも

この類の訴訟のオンパレード。二冊の違いはアメリカの場合は損害賠償請求、ドイツの場合は行為の差し止め請求が主であって、その結果アメリカでの損害賠償金額はびっくりするほど高額となり、ドイツでは反訴の繰り返しで泥沼の隣人間戦争と



なる。

日本人は訴訟を好まないといわれており、この類の訴訟が話題になったことはあまりない。最近では、落語の独演会で前列にいた客が居眠りをし、主催者に退席させられたのは、聞く権利を侵害された違法があるとして10

万円の損害賠償請求をする訴訟があったが、(平成11年4月21日、飯田簡裁、勿論原告敗訴)これは損害賠償というより意地と名誉の問題であったようだ。

これらの興味半分で紹介される事件と労働関係における真剣な事案とを一緒にするつもりはないが、訴訟事件に

発展する背景として、権利の主張、訴訟を厭わない姿勢は日本でも強くなっているように思われる。その結果、労働問題をめぐる訴訟も増加するだろう。その兆候はすでに現われている。平成18年に始まった労働審判手続きによる事件数は、平成19年度は1,494件、平成21年度は3,468件とこの間に2・3倍に増加している。(最高裁公表統計)

当署で受付けた申告(労働者からの訴えがあり労働基準法等違反の疑いが

あるとして受理したもの)は、平成9年頃までは年間300件前後であったが、以後増加傾向が続き平成21年には700件を超えている。不況期には増加し、好況期には減少するという傾向はいくらかあるものの、この増加傾向は必ずしも景気の影響ばかりとは思われない。また、行政指導による救済ではなく、刑事処罰を求める告訴も増加している。

誤解のないように申し上げておくが、法違反は放置されるべきではなく、権利を侵害されたものは泣き寝入りせず主張し、それが全体の順法水準を上げることになるのであり、監督署への申告・相談を抑制するつもりは全く無いので、念のため。いずれにしても、これまでどのような形であれ訴えられることがなかったから大丈夫と思うのは危険、ご注意を。